



大学紹介
ABOUT MIC

学部・学科
SCHOOLS &
DEPARTMENTS

キャンパスライフ
CAMPUS LIFE

キャリア・就職
CAREER SUPPORT

学生の声
STUDENT VOICE

お問い合わせ
資料請求



テレメールで資料請求

アクセス

よくあるご質問

資料請求・お問い合わせ

サイトマップ

JP EN

カスタム検索

受験生の方へ

在学生の方へ

卒業生の方へ

保護者の方へ

企業の方へ

新着情報

NEWS

[トップ](#) > [新着情報](#) > 教育学部ベストティーチャー賞、学長賞受賞式を行いました。

2018.07.17

教育学部ベストティーチャー賞、学長賞受賞式を行いました。

平成29年度教育学部における学内外での授業や様々な活動において、学生・教員から高い評価や教育活動実績をあげたと認められた教員に対してベストティーチャー賞が授与されました。今回ベストティーチャー賞の栄誉に輝いたのは、渡邊耕二先生(教育学部准教授)と坂倉真衣先生(教育学部講師)です。



渡邊耕二先生



坂倉真衣先生

続いて、平成29年度後期の学業成績が優秀だった学生に対して学長賞が授与されました。受賞者は濱口真彩さん(2年)、池田はなさん(2年)、今井未来さん(2年)、田淵稚菜さん(2年)の4名です。



大学紹介
ABOUT MIU

学部・学科
SCHOOLS &
DEPARTMENTS

キャンパスライフ
CAMPUS LIFE

キャリア・就職
CAREER SUPPORT

学生の声
STUDENT VOICE

お問い合わせ
資料請求



テレメールで資料請求



濱口真彩さん



池田はなさん



田刈雅菜さん



今井未来さん



大学紹介
ABOUT MIC

学部・学科
SCHOOLS &
DEPARTMENTS

キャンパスライフ
CAMPUS LIFE

キャリア・就職
CAREER SUPPORT

学生の声
STUDENT VOICE

お問い合わせ
資料請求



テレメールで資料請求



山下学長からこれまでの努力を讃え、今後益々の精進を願う言葉が述べられました。



受賞者の皆さん、おめでとうございます。

PREV

NEXT



宮崎国際大学ホーム

オープンキャンパス

創始者ブログ

最新情報

よくあるご質問

学長ブログ

十学紹介

十学刊行物

垣田穂都

教育学部学生表彰規程

平成 27 年 9 月 11 日

学 長 裁 定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宮崎国際大学学則第 55 条の規定に基づき、教育学部学生の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第 2 条 表彰は、教育学部学生及び学生団体のうち、次の各号のいずれかに該当するものについて行うものとする。

- (1) 学業成績等において、各学期末に GPA が 3.8 以上に該当すると認められたもの
- (2) 課外活動等において、国内外の競技会、公演会、展覧会等において優秀な成績を修め、又は高い評価を受けたもの
- (3) 社会活動・ボランティア活動等において、公的機関等から表彰を受ける等社会的に高い評価を受けたもの
- (4) 人命救助、犯罪防止、災害救助等に貢献したことにより、公的機関等から表彰を受ける等社会的に高い評価を受けたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に優れた業績、功績等があったと認められるもの

(表彰候補者の推薦)

第 3 条 学部長等は、前条各号のいずれかに該当すると認められる学生又は学生団体がある場合は、別紙様式（推薦書）により学長に推薦するものとする。

(被表彰者の選考及び決定)

第 4 条 学長は、前条の規定に基づき推薦された表彰候補者について、教育研究評議会の議を経て、表彰を決定する。

(表彰の方法)

第 5 条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に添えて、記念品を贈呈することがある。

(表彰の時期)

第 6 条 表彰は、被表彰者が決定された後、速やかに行うものとする。

(事務)

第7条 表彰に関する事務は、学務部学務係において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、学生及び学生団体の表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行し、施行日以後の学生及び学生の団体の活動について適用する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行し、施行日以後の学生及び学生の団体の活動について適用する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行し、施行日以後の学生及び学生の団体の活動について適用する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行し、施行日以後の学生及び学生の団体の活動について適用する。